

危険物新聞

第 287 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
 発行人 川 井 清 治 郎
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717. 5910
 定 価 1 部 50 円

給油所・タンクローリーの 定期点検指針きまる

昨年新しく制定された危険物施設の定期点検について、先般発令された屋外タンクに続き、今般、給油取扱所、移動タンク貯蔵所の点検指針が消防庁より発令された。

定期点検については今後この点検要領に基づいて1年に1回以上実施し、記録しなければならないが、点検項目によっては毎日実施するものもあり、1年に1回だけすればよいと解釈しないよう注意しなければならない。

給油取扱所の点検は、ほとんどの項目について目視点検でよいが、計量機の静電気除去装置や各種電気設備については接地抵抗計による接地抵抗の測定が必要であり、又電気配線は絶縁抵抗計による測定が要る。

移動タンク貯蔵所は他の施設と異り、点検記録表は、車両に備え付けなければならない。なお安全装置は試験装置を用いて作動試験をするよう定められている。

秋の火災予防運動

11月26日から12月2日まで

秋の全国火災予防運動は、11月26日から1週間一せいにやられるが、各市においてはポスター掲示や講演会等多催な行事が企画されている。

大阪市消防局でも、ゆとりある心で今日も火の始末、の標語をテーマに、職場や家庭を通じて火災予防をよびかけている。なお毎年同運動の一つとして行われてきた防火展は、今年は中止され、来春の火災予防運動の行事として実施されることになった。

保安講習はじまる

大阪府昭和52年度危険物取扱者保安講習は11月10日、堺市民会館をスタートに、12月5日まで、ほとんど連日、16会場で行われる。なお今年受講者は、ほぼ3,200人である。

合格者に免状交付

さきに合格した大阪府危険物取扱者に対し、11月18日職員会館で免状が交付された。

YAMATO 業界のトップメーカー/最高の品質をお届けします

消火器・消火装置・警報装置・避難設備

信頼のヤマト

APC中央管制システム	スプリンクラー設備	連結給水設備	タンバク泡消火設備	二酸化炭素消火設備	漏電火災警報器	排煙送風設備	防炎剤
各種消火器	水噴霧消火設備	連結送水管	プロフォーム消火設備	ハロゲン化物消火設備	非常放送設備	救助袋・避難機	明志剤
消火栓設備	ドレンチャー設備	粉末消火設備	ライトウォーター消火設備	自動火災警報設備	誘導灯 誘導標識	避難梯子	流出油処理剤

■防災のシステムメーカー **ヤマト消火器株式会社** 大阪市東成区深江北1-7-11 〒537 TEL.06.976.0701代



危険物施設の 定期点検制度

51年6月の法令改正により新しく生れた制度で、危険物施設のうち特定のものについては、事業主が、定期に点検し、点検結果を記録し、その記録は3年間保存しなければならない。又点検は危険物取扱者か又はその立会いが必要である。点検を怠った場合は使用停止命令や、罰則が適用される。

点検義務対象物は次の製造所等で1,000キロリットル以上の屋外タンクはほかに内部点検が必要である。

- 製造所 10倍以上か地下タンクを有するもの
- 一般取扱所 同上(ただし、10倍以上でも、引火点40℃以上のもので容器に詰替えるものは除く)
- 屋内貯蔵所 150倍以上
- 屋外タンク貯蔵所 200倍以上
- 地下タンク貯蔵所 全部
- 移動タンク貯蔵所 全部
- 屋外貯蔵所 100倍以上
- 給油取扱所 地下タンクを有するもの
- 移送取扱所 (特定は除く)

点検期間は1年に1回以上で、告示で定めるものは告示で定める期間となっている。(52.7.10現在告示なし)もちろん、点検の内容により毎日でも行うべきものもあり、1年に1回実施すればよいという性質のものでない。

記録の作成は製造所等の名称、点検の方法結果、点検年月日、点検を行った又は立会った危険物取扱者名を記載しなければならない。

点検の内容は法第10条第4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うもので、具体的には屋外タンク、給油取扱所、移動タンクについては指導指針により、その他の施設については、点検指針が示されるまでは適宜実施し、記録すればよい。

記録の保存は3年間である。

屋外タンクの内部点検とは前記の点検のほかに、1,000キロリットル以上の引火性液体屋外タンクについて行わなければならない制度で、点検時期、記録の保存については、規則第62条の5及び62条の8を参照されたい。

点検者は危険物取扱者又は危険物施設保安員で、危険物取扱者の立会いをうけた場合は、取扱者以外の者でも点検することができる。

罰則 定められた定期点検、記録作成、記録保存に違反したときは、市町村長等より、その危険物施設の使用停止を命令されることがある。

又、点検記録を作成せず、虚偽の記録を作成し、又保存しなかった者には、10万円以下の罰金又は拘留に処せられる。

あとがき 以上は義務点検であるが、危険物施設の点検は、本来、消防法第12条の規定に基き、すべての施設について、又その時期も点検内容により頻般に行うべきものである。消防機関によっては、積極的に指導されている向きもあるが、その意図は技術基準の維持義務の励行、安全管理の徹底を期するためのものであって、各事業所におかれても前向きに点検を行ってほしい。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
 泡・ガス・エアーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6

法令解釈資料より

法令解釈上、疑義がもたれるケースが多々あるが、最近消防庁より、法令施行上明確にされた問題を参考に供したい。

〈タンクローリーの宵積み〉

宵積みと称し、タンクローリーに危険物を積載したまま常置場やモータープールに駐車し、一夜を過して翌朝出発するケースがよく見うけられ、これが合法か違法かと論議のまよになっているが、次の質疑回答により、ほとんどの場合違法であるとの結論がでた。

すなわち、このような場合は、危険物移送中の一時駐停車とみられ、常時危険物取扱者が監視でき、かつ危険物の保安の確保を図ることができなければならない。一般に危険物取扱者が就寝するので移送中の保安が確保できないからこのような場合は法令に違反することになる。

(質疑) 常置場所において危険物を積載した状態の移動タンク貯蔵所の規制について(福岡県)

下記について疑義を生じましたので、ご教示願います。

記

1. 政令第15条第1項第1号に規定する常置場所において、危険物を積載した状態で移動タンク貯蔵所を常置させている行為は、危険物の移送中の範囲とみなされるか。
2. 1の場合、移送中の範囲に該当するとすれば法

第16条の2第1項の規定により危険物取扱者の乗車義務が生じるが、夜間に当該常置場所を監視できる位置に危険物取扱者免状を携帯した作業員が宿直しており、かつ、危険物の保安が図られる状態であればさしつかえないか。

〈回 答〉(消防庁危険物規制課長、消危第4号、51. 5. 31)

1. 設問の行為は、危険物の移送に該当する。
2. 設問の場合は移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物を取り扱うことができる危険物取扱者が、常時監視でき、かつ、危険物の保安の確保を図ることができる状態であれば、さしつかえない。

〈ローリー荷卸作業時の立会い〉

危険物取扱主任者制度が現在の危険物取扱者制度に改正されてから、危険物施設での危険物取扱者の取扱い立会い義務が非常に不明確になった。

例えばタンクローリーが給油所の地下タンクに危険物を注油するとき消防法第13条の規定をみると、その危険物を取扱うことのできる危険物取扱者であれば、ローリーの危険物取扱者だけで地下タンクへ注油できるようにも解釈でき、これが原因でオーバーフロー等の事故の原因にもなっていた。ところが今般、次のような消防庁の見解が公表され、ローリー側、給油所側双方の危険物取扱者の取扱い又は立会いが必要であるということになった。

(質疑) 消防法第13条第3項と昭和37年12月4日付

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

技研産業株式会社
大阪市南区北炭屋町27番地 (野々垣ビル)

け自消丙予発第131号「移動タンク貯蔵所の規制について」との関係について(福井県)下記について貴職のご見解をお伺いします。

記

1. 消防法第13条第3項によれば、1人の危険物取扱者が危険物を取り扱う場合には、他の危険物取扱者が立会うことを要しないと解されるが、このことは製造所等の危険物施設の所有者が異なる場合(具体的には昭和37年12月4日付け自消丙予発第131号「移動タンク貯蔵所の規制について」の通達第3消防法第13条関係二に規定するような場合。)にも同一に解してよいか。
2. 一般に危険物の規制は強化のすう勢にあるが、危険物取扱者制度に改正されたことにより緩和されたと解してよいか。又危険物取扱者制度に改正されたのは、危険物取扱主任者制度が事業主の選任によりはじめて、危険物を取り扱うことが可能であつたことの不合理を理由とするか、それ以外改正理由はないか。
3. 前掲通達は昭和46年に改正された現行消防法第13条第3項のもとでも有効か。有効であるとした場合通達違反は、いかなる法律効果を生じさせるか。又同じく有効とした場合、何故このような法律以上のきびしい内容の義務を課すこととしたのか。
4. 前掲通達第3消防法第13条関係二のような事例で誰もが立会わない場合、消防法第13条第3項違反は問題とならないか。問題とならないとすると危険物取扱者以外の者が甲乙種危険物取扱者の立会いなく、危険物を取り扱った場合と権衡を生ずると解されるが、この点どのように解されるか。

〈回答〉(消防庁危険物規制課長、消危第111号、51.12.7)

1. 及び3. 設問の通達第3は、危険物取扱主任者制度下における保安監督に関し、法令上の義務を念のため指示したものであるので、現行の危険物取扱者制度下においてはこの効力を有するものではないが、危険物取扱者制度の下における現在においても給油取扱所において移動タンク貯蔵所から当該給油取扱所の地下タンクに危険物を注入する場合は当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者(危険物取扱者の立会いを受けて危険物の

取扱いを行う危険物取扱者以外の者を含む。)が、これを行わなければならないことになる。この場合、当該給油取扱所及び移動タンク貯蔵所の所有者等を異にするときは、それぞれの製造所等における危険物取扱者が危険物の取扱い作業を行わねばならないものと解する。

2. 前段緩和したものではない。
4. 消防法第13条第3項の「立会い」に関する規定は製造所等において危険物取扱者以外の者が危険物の取扱いをする場合について、危険物取扱者の立会いを受けるべきことを定めたものである。したがって、危険物取扱者以外の者が甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱いを行った場合は、消防法第13条第3項の規定に違反することとなる。

〈地下タンクの防水方法〉

地下タンクをタンク室を設けずに埋設するときは、規則第24条に基いて、モルタル防水かアスファルトルーフィングによる防水保護を施さなければならないが、その後エポキシ樹脂系の防水保護材料方法が開発され、これを使用してもよいかどうかの疑義がでてきた。これに関しては次のような方法は認められており、将来も24条に規定された技術基準以上の方法であれば認められるものと思われる。

(質疑) 地下配管の防食措置並びに地下センタの外 面保護方法について(東京都)

地下配管の防食方法として、下記1に示すタールエポキシ樹脂を用いた方法が、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)第3条第1号及び第2号後段に規定する「これと同等以上の防食効果を有するもの」として、認めてさしつかえないか、また、地下タンクの外面保護方法として危険物の規制に関する規則、(昭和34年総理府令第55号)第24条の規定による方法に代えて、下記2に示すような方法が、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第23条を適用して認めてさしつかえないか御教示願います。

記

1. タールエポキシ樹脂による配管の防食
 - (1) 塗装材は、別添え資料(略)に掲げる成分及び物性を有するタールエポキシ樹脂を使用する。
 - (2) 塗装方法は、配管表面の前処理後、上記塗装材をはけ、スプレー、ローラー塗りのいずれかにより塗膜厚さ0.45ミリメートル以上に仕上げ、60～90分乾燥後、地下埋設する。
2. タールエポキシ樹脂による地下タンクの外面保護方法。
 - (1) 塗装材は、別添え資料(略)に掲げる成分及び物性を有するタールエポキシ樹脂を使用する。
 - (2) 履装材は、ビニロンクロス(JIS R3414 ビニロンクロス)のビニロン糸、10番単糸、打込み規格15×15厚さ0.43mm)を使用する。
 - (3) 保護方法は、タンク外面にプライマーを下塗りし、ビニロンクロスを貼布し、タールエポキシ樹脂を厚さ2ミリメートルまで達するように上塗りする。

〈回答〉(消防庁危険物規制課長、消危第62号、52.4.6)

1及び2さしつかえない。

(質疑)地下タンクの外面の保護の方法についての特例適用について(大分県)

危険物の規制に関する規則第24条第1号イによるアスファルトルーフィングは、日本工業規格A6006の35キログラム以上のものにきめられているが、当該物品が入手できない場合、これにかわって30キロ

グラムのアスファルトルーフィングを用いて同条第2号による被履を厚さ1センチメートルに達するまで交互に行なうことにより基準適合の特例として認めてよいか。

〈回答〉(消防庁予防課長、消予第52号、49.4.1)

設問のアスファルトルーフィングが、日本工業規格A6006のアスファルトルーフィングに相当する品質を有するものである場合は、さしつかえない。

(質疑)地下貯蔵タンクの外面保護の方法について(東京都)

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第24条に規定する方法に代えて、下記の方法で行いたい旨の申し出があったが、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第23条を適用して認めてさしつかえないか、ご教示願いたい。

記

1. 塗装材は、資料1に掲げる物性を有するエポキシ樹脂塗料(エポパイン)を使用するものである。
2. 履装材は、ヘッシュンクロス(JIS L3405・7号～9号)を使用するものである。
3. 塗履装の方法は、プライマーをタンク外面に下塗りし、ヘッシュンクロスを貼布して、エポキシ樹脂(エポパイン)を資料2に示すように塗履装の厚さが2ミリメートルに達するまで上塗りするものである。

〈回答〉(消防庁危険物規制課長、消予第45号、51.4.12)

さしつかえない。

安全な社会環境づくりに奉仕する

近代社会の繁栄は
産業・文化の発展に
支えられたものであると同時に
〈防災〉によって支えられたもの。
防災事業が果たす役割とは――
『ハツタの自覚』の原点。

消火器・消火装置の総合メーカー



株式会社 初田製作所

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 丁573
電話 0720-56-1281(代)

大阪支社

電話 06-473-4871～4
堺出張所 電話 0722-21-3444



地下タンク漏油事故

■配管接合部亀裂

栃尾市、M醸造で、昭50.3.4、午後5時頃、地下タンクへ注油中漏洩した。

当該事業所の20kℓ地下貯蔵タンクへタンクローリーにて注入中、約400ℓ程溢漏させたものである。近くの水路をつたわり河川（西谷川）へ流出。

原因としては、注入口からタンクまで60m程であるが、このうちの一部露出部（注入口から40m附近）の配管のうち接続部（ネジ込み）に屋根の雪おろし等で圧迫を受けたため巾2mm、長さ50mmの亀裂が生じていたためである。

■バルブを誤操作

中頸城郡、Aホテルで、昭50.12.12、午後4時頃、地下タンクへ注油中漏洩した。

当該タンクは20kℓ1基、25kℓ1基の地下タンク貯蔵所であるが当時20kℓタンクが残量0のため10kℓタンクローリー車2台で給油中、25kℓタンク通気管及びこれに接続されているサービスタンク通気管より油が流出し（約1.15kℓ）用水路に流れた。

事故の原因は、給油口（遠隔給油口）1ヶ所にてバルブ切換によりそれぞれ20kℓ、25kℓタンクに給油する方式であり、この切換バルブの誤操作により25kℓタンク用バルブを開き給油した結果、満量となり戻り管を通じてサービスタンク通気管より吹出し且つ地下タンク通気管からも吹出したもので従事者のバルブ開閉操作の確認を怠ったものである。

<各種定期点検様式>

- 屋外タンク貯蔵所 1部 100円
- 泡消火設備、消火栓設備 各1部 70円
- 給油取扱所 12月上旬予定
- 移動タンク貯蔵所 12月上旬予定

大阪市危険物安全協会

06-531-5910

■ポンプのパッキング緩む

高岡市、T製作所で、昭50.4.11、午後2時30分頃ボイラー室へ送油中漏洩した。

当該地下タンク貯蔵所より同社事務所棟5階ボイラー室へ送油するギヤポンプのグランドパッキングが緩んでいたため、送油時にグランドパッキングより漏油し、又ギヤポンプを停止した際にも配管内の残油が滴下し、長期間の繰り返しにより、ギヤポンプ防油皿にたまった重油があふれ排水路へ流れ込んだものの。

■残量誤認でオーバーフロー

高岡市、D会社で、昭50.6.18、午前9時20分頃、地下タンクへ注油中漏洩した。

地下タンク貯蔵所に移動タンク貯蔵所より重油を給油中地下タンクの容量の確認間違いから貯油オーバーした重油がマンホール蓋のボルト締付けが不完全であった隙間より約350ℓ漏油し、その一部が附近の農業用水に流出したものである。

■ホースの接合金具離脱

名古屋市、K製造会社で、昭50.4.21、午前9時55分頃、地下タンクへ注油中漏洩した。

4月21日午前9時55分ごろ地下タンク貯蔵所（許可昭和41年11月9日第4003号）11000ℓにタンクローリーで注油中、注油開始3分後に地下タンクの遠

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

方注油口金具とタンクローリーの給油管金具が突然はずれ、A重油約100ℓが周辺で流出しその一部が直近にあった排水溝から下水に流入したもので、原因として次の2点があげられる。

1. 地下タンクの注入口にタンクローリーの給油管を結合した時ローリーの運転手が確実に緊結しなかった。
2. 地下タンクの注入口金具（ネジ金具）の摩耗度が著しい。

上記、1、2の通りであり、タンクローリーにより圧送（圧力不詳）した圧力により、金具がはずれたものと思われる。

■残量誤認

大阪市、E商会で、昭50.5.21、午後3時30分頃、地下タンクへ注油中漏洩した。

当該地下タンク（容量5,000ℓ）にタンクローリーより軽油を注入中、計量口よりオーバーフローし、約200ℓがタンク外に流出し、さらに下水に流出したものである。

原因としては、注入前のタンクの残量を確認しているが計量間違いがあったこと、注入作業中取扱者が現場を離れたこと、及び計量後タンクの計量口を閉鎖しなかったことが考えられる。

■残量検尺の誤り

鳥取市、N酒造で、昭50.12.24、午後1時40分頃、重油の漏洩が発見された。

12月23日16時ごろ、事務員は地下タンク貯蔵所（許可数量5,000ℓ）の残油量を検尺し、1,300ℓだったのでB重油4,000ℓをH産業営業所に注文した。

H産業側より移送の依頼を受けたM運輸側の従業員は移動タンク貯蔵所にA重油6,000ℓ、B重油

4,000ℓを積み込み12時ごろN酒造に移送した。その際地下タンク検尺口のふたをとり検尺をしないで、地下タンクの給油口に移動タンクの給油ホースのノズルを差し込みB重油を給油した。

給油が完了したので給油ホースをはずそうとして給油口のところにきてB重油が地下タンクの検尺口及び給油口よりあふれていたのを確認した。

知らせにより地下タンク附近がB重油で汚損したのを知ったN酒造の職員が水で洗い流したものである。

N酒造の職員の立会いはなかったが移動タンクの運転手は乙種第4類の資格者であった。漏えいは地下タンクの検尺の誤りによりオーバーフローしたものである。



消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

1975年の世界主要都市の火災状況 (消防白書より)

都 市 名	人口 (万人)	火災件数 (件)	出火率 (人口1万人当りの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100 万人当りの 死者数 (人)	救急 件数 (千件)	火 災 原 因		
							1	2	3
東京特別区 シントント ニユー ロアス	1,135 76 780 64 281	7,834 8,549 134,867 63,775 29,381	6.7 112.5 172.9 996.5 104.6	149 23 250 42 59	13.1 30.3 32.1 65.6 21.0	253 76 — 7 133	火の遊ば 放調電火た	疑い疑 火の遊ば	遊の疑 火の遊ば
ホル ツバ ッラ	69 50 48 86 88	4,975 3,845 6,392 13,909 14,905	72.1 76.9 133.2 161.7 169.4	9 16 32 76 31	13.0 32.0 66.7 88.4 35.2	— 20 75 45	放電暖電 火の遊ば	火(子供) 火の遊ば	遊の疑 火の遊ば
サンフランシスコ モントリオール オケ ケ	74 122 30 19 46	8,550 7,295 6,693 1,171 2,731	115.6 59.8 23.1 61.6 59.4	47 53 9 7 8	63.5 43.4 30.0 36.8 17.4	— — — — —	火の遊ば 放電車放	疑い疑 火の遊ば	遊の疑 火の遊ば
ロンドン ライオン ベラン	711 92 137 202 64	31,640 3,953 9,622 5,840 1,591	44.5 43.0 70.2 28.9 24.9	177 10 25 18 2	24.9 10.9 18.2 8.9 3.1	— — 106 49	火の遊ば 放電車放	疑い疑 火の遊ば	遊の疑 火の遊ば
ブ ア ジ ケ	58 120 280 540 84	1,196 1,789 3,492 413 2,060	20.6 14.9 12.5 0.8 24.5	3 24 25 6 12	5.2 20.0 8.9 1.1 14.3	26 28 — — —	火の遊ば 放電車放	疑い疑 火の遊ば	遊の疑 火の遊ば
アムステルダム ウエ マ シ ホ	75 14 145 225 438	2,248 2,834 754 2,384 7,370	30.0 202.4 5.2 10.6 16.8	9 2 16 5 38	12.0 14.3 11.0 2.2 8.7	— — — 21 126	火の遊ば 放電車放	疑い疑 火の遊ば	遊の疑 火の遊ば